

Title	明治五年・額田県「断刑簿」：明治法制史料拾遺(1)
Sub Title	Reports of criminal cases of Nukata prefecture, 1872
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.7 (1969. 7) ,p.63- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690715-0063">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690715-0063</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明治五年・額田県「断刑簿」

明治法制史料拾遺(1)

手塚 豊

ここに覆刻するのは、額田県聴訟課の「明治五壬申歳・断刑簿支庁」で、原本は慶大法学部研究室所蔵の額田県八行郵紙八〇枚から成る文書の綴り込みである。その内容は、明治五年二月から同年十一月までに額田県知多支庁関係の徒刑以下の刑事事件についての稟議および判決文(辞令と呼ばれている)で、収録件数は約四十二件である。知多支庁は後に述べるごとく五年一月から同年十一月まで開庁されていたから、支庁が存続した全期間の徒刑以下の刑事事件を網羅しているとみてよからう。文書中には、権県令以下関係官員の

実際の捺印があるため当該文書の原本とみられるものと、原本の写しと思われるものが混在しているが、この文書の綴りは、額田県聴訟課関係者が保管していたものと思われる。因みに、額田県の徒刑以上の重罪犯についての判決文は、内閣文庫蔵「府県史料」の「愛知県史料」に収録されている。その中の知多支庁関係の判決文

六件と、「断刑簿」所載の判決文を併せると、知多支庁関係の判決文はすべて揃うものとみていい。明治初年の頃、各府県藩の刑事裁判の判決文が、とくに軽罪関係のものまで含んで、地方別にまとめた形で現存し、且つ公表されているものは、かならずしも多くないので、ここに額田県「断刑簿」の全文を覆刻、紹介する次第である。

額田県は、明治四年十一月十五日に設置、県庁は岡崎城内に置かれ、権県令に林厚徳、権参事に木村成章が任ぜられ、翌五年一月五日着任、同月七日から政務を開始した。当初の管轄は、四年七月の廢藩置県で県に改組された三河の旧十藩すなわち豊橋、半原、重原、西尾、岡崎、刈谷、西端、拳母、田原、西大平の諸県領に、三河の旧幕府領(元年四月、三河裁判所設置、同年六月、三河県に改組、二年六月、伊那県へ編入合併)を併せた地域と、三河以外に散在する旧三河十県の管轄した飛地(例えば拳母県は美作国に、西端県は上総国

に、豊橋県は近江国に飛地があつた)を併せたものであつたが、五年一月、政務を開始するに当り、他国の飛地は除外され、その代りに三河に散在した他県管轄地(例えば川越県は幡豆郡内に、菊間県は碧海、幡豆両郡内に、それぞれ飛地領を有していた)の全部と、さらに名古屋県の管轄した尾張知多郡の全部を管内に収め、それ以後、額田県の管轄地は、次の県庁通達のごとく、三河八郡および尾張知多郡の全領域に亘つたのである。

明治五年壬申正月

三河全国尾張国知多郡土地人民受取相済候ニ付自今当県所轄ト可相心得事

そして知多郡横須賀に県の支庁が設けられ、知多郡を所管することになつた。<sup>(7)</sup>

額田県内で発行された地方雑誌「額田県疆記聞」<sup>(8)</sup> 第二号(五年九月)によると、額田県の「大約積」(土地人民の概要という意味である)は、次の通りである。

大約積

三河国 除之 周田五十七里 東西十七里 南北十二里

渥美郡 周田三十一里半余 東西十一里 南北十二里

尾張国知多郡 周田三十三里 東西四里半余 南北十三里

村数 千六百四十二ヶ村 九大区五十八小区

人口 六十一万九千九十七口

戸数 十四万三千四百廿五戸

小学校 一ヶ所 郷学校 凡六十三ヶ所

額田県が、九郡の中、知多郡だけに支庁をおいたのは、同郡の地位をとくに重視したためと思われる。五年二月、額田県は管下九郡の序列を定めたが、知多郡はその筆頭とされている。明治維新後の元年八月、尾張藩は横須賀代官所を廢してその跡に南部総管所をおき、藩の重臣志水忠平を南方総管として知多郡藩領の施政に当らせ、二年六月の版籍奉還後、総管所を郡宰方と改称、さらに四年七月の廢藩置県後は、それを名古屋県出張所に改組していったから、<sup>(11)</sup> そうした歴史的由来もまた影響したのかも知れない。

かくして額田県は、五年一月、権県令(県令は欠く)以下の陣容をととのえて発足、同月十二日、県内分課を次のごとく定めた。<sup>(12)</sup>

庶務

貫属 社寺 戸籍 学校 制度 往復 受付 職務 印鑑 駅

通 文案 授産 接見

聴訟

糺弾 牢獄 捕亡 警邏 処刑 監視

租税

地理 測量 賦役 營繕 開墾 砒砒 勸業 山林 社倉 牧

畜 物産 通船 培埴 漁猟 土木 廻漕

出納

統計 用度 検査 金穀 貨幣

当時、裁判所が設置されていない地方では、県が司法権を掌握していたから、額田県でもその職務を、聴訟課が担当していたのである。

県庁の課別職員名は、次の通りである。

額田県職制職員名

十二等	十一等	十等	九等	八等	分課	七等	六等	五等	四等
少属	権大属	大属	権参事	典事		権参事	参事	権令	令
	横井* 弘勝 渋谷 良平	白根 田中 嶋 義之 正幅 大道	渡辺 清行	楠* 正位	庶務	石黒 務	從五位 林 厚德		
				平松 雪枝	聴訟				
池本 政本	吉野 信温 本城 信嘉 長島 忠経 村井 喜成	五十嵐 安貞	篠田* 直方 増田 昭英	福永 信治	租税				
	川田* 長輅 宮本 直道	黒部 定能		大江 孝文	出納				
				駅通掛					
				電信掛					

同 四等	同 三等	同 二等	等 外 一 等	十五 等 県 掌	十四 等 史 生	十三 等 権 少 属
鍋田* 長沢* 塩田* 小高* 祐邑	浅井* 政信			兼松 真	伊沢 勇雄	附柴 義理 針ヶ谷 重懋
	森田* 正雄		山岡* 重固		岡田 透 小林 治	葛上 太郎 宮原 廉 津村 一郎 笠原 光雄
		小林* 広治		林 平* 島 花* 栄延 典 学	田中 典徳 本庄 直臣 吉尾 尚義 藍原 方明 *中島 隆屋	高橋 寿 林 弘 *高橋 誠貫
		伊藤* 清人	西岡 長房 宮崎 義篤		山本 宗和 矢島* 貞廉	岡田 治興 長坂 重孝 香川 邦達
				足立 豊* 立 橋 走一		
				岡崎* 能勢 十郎		富田* 篤敬

後註

(a) 前掲表は、「三河國額田郡誌」(大正十三年)・九二頁—九三頁による。本庁関係だけの表で、知多支庁並に東京支庁(五年一月設、政府との連絡機関である。「愛知県史」・昭和十四年・第三卷・一〇〇頁)関係の職員はふくまれていない。

(b) 前掲表は、何年何月現在のものか明記されていないし、その典拠も不明である。しかし、五年五月二十八日から七月二十二日の間のもので推定される。なぜならば、石黒権参事の着任日が五月二十八日であり(「額田県布告集」・「宝飯地方史料」第十六冊・昭和四十一年・二二四頁)、また、白根大属は七月二十二日付で知多支庁詰に転出しているからである(「額田県官員履歴」・前掲「愛知県史料第十九冊」)。

(c) 前掲表は、職官と出仕との区別がなされていない。例えば、同じ十二等官でも少属と出仕とがあり、前掲表の内、吉野、本城、長島は少属、村井、池田は出仕である(前掲額田県官員履歴)。

(d) 前掲額田県官員履歴によると、前掲表には載っていない次の官員が在職している。

田所信興 五年六月八日、権大属、七月十三日、大属。  
三坂繁人 四年十二月八日、少属、五年四月三十日、権大属。  
清水 敏 四年十二月十九日、少属。  
田口利定 五年五月二十日、十五等出仕。六月二十九日、史生、九月十九日、権少属。

菅野元則 四年十二月二十日、史生。  
鈴樹忠告 五年六月二十三日、十四等出仕。  
蒲生秀鋭 四年十二月二日、県掌、五年十一月二十四日、十四等

出仕

竹内 弘 五年五月八日、十五等出仕。  
塚本利忠 五年四月十一日、十五等出仕。  
また「豊橋藩官員任解調」(前掲愛知県史料第十七冊)によると、次の二名も額田県官員である。

松井 譲 五年一月二十五日、十等出仕。  
三浦碧水 五年一月二十日、十四等出仕。

これら官員の中には、東京支庁在勤者、知多支庁在勤者(後述のごとく三坂、蒲生の二人が確認される)がいるであろうが、それはそれほど多人数とは思えないから、前掲表に洩れた人が若干いるのであろう。あるいはまた前掲表の時点においては、すでに退職している者もあるかも知れない(前掲額田県官員履歴は、退職についての記事が全くないから、退職者の有無は不明である)。

(e) 前掲表に載つていて、前掲額田県官員履歴に洩れている者がある。前掲表の氏名に\*印を附したが、それである。その内、権典事楠正位の任命は、四年十二月二十三日(「名古屋藩判任履歴表」・前掲愛知県史料第十九冊)、電信権少属富田篤敏が額田在勤を命ぜられたのは四年十二月五日(前掲豊橋藩官員任解調)であることが判明するが、その他の者の任命、在職については、他に傍証はない。

(f) 要するに、前掲表には若干の脱落があると思われるし、また、前掲額田県官員履歴も、前註(e)のごとき場合があるから完全ではない。しかし、前掲表の官員に、前註(d)で指摘した人々を追加すれば、額田県官員は、本庁、支庁の在勤者を、大体網羅できるものと思つている。

額田県は、創設早々から管内行政機構の整備に着手した。まず管内を九大区（知多郡は第一大区）に分け、各大区をさらに数小区に分け、大区に戸長（区長か）、副戸長（副区長か）、小区に戸長、副戸長をおき、管下九郡に郡長、副郡長、村に村長、町に市長また組頭（組長か）をおく制を定めた。戸長は戸籍を司り、郡長は毎月三名ずつ交代で県庁に勤務し、戸籍以外の事項の願書、届書などの奥印を司り、県の布達の管内への伝達を職務とした。戸長、郡長共に県庁の官員ではなく、前代の村役人の性格のものである。

また、聴訟規則を定め、刑事、民事の訴訟手続を明らかにすると共に、徒刑制度を整備、さらに邏卒、捕亡、郡廻役（旧番人）などの人員を採用した。司法、警察制度は、一日も欠くことができなかつたからである。

額田県が、旧諸県からその管轄事務を引きつぎ、その行政を實際に管内に実施したのは、五年二月はじめからであり、従つて戸長、郡長の任命も二月中旬以降であつた。同月、知多郡長には小島亮式が任命された<sup>(21)</sup>。しかし、第一大区戸長（区長）に任命された者の氏名は明らかでない<sup>(22)</sup>。

知多支庁が實際にその業務を開始したのも、おそらく二月以降と思われる。後に述べる支庁規則の制定が二月二十日であつたことは、その事実を裏付けるものである。

「横須賀町誌」によると「横須賀に額田県支庁を置き、小島亮式之れを管理して郡長と称し、地方の細事を司る」とあるが、前に述べたごとく当時の郡長は県の官員ではないから、支庁の長たることは

ありえない。

五年五月、郡長、大小区の戸長、市長、村長、組頭の制が改正され、郡長は廃止、大区には大区長、副区長がおかれ、小区には正副戸長、村には六月に村中惣代がおかれた<sup>(23)</sup>。第一大区（知多郡）の区会所は横須賀におかれ、あらたに林真之丞が大区長、元の郡長の小島が副大区長に任命された<sup>(24)</sup>。このとき、「横須賀支庁は額田県第一大区会所と改められ、知多全部の司法、行政を司つた」という説もあるが、区会所は、主として戸籍、地券の事務を司る大区長の事務所であり、県の支庁とは異なる。額田県知多支庁は、第一大区会所とは別に、十一月の廃県まで存続したのである。それは、後掲「断刑簿」中、「壬申八月」の文書に「知多支庁より申越候事」（本誌九八頁参照）とあること、さらにまた「断刑簿」自体が、十一月までの文書を収録していることによつて明らかである。

支庁詰の官員は、後掲「断刑簿」に散見する捺印または署名（本誌七九頁、八一頁等参照）によつて、「三坂」「蒲生」の両名が確認される。前にその氏名を掲げた三坂繁人（福岡県士族、少属↓権大属、蒲生秀鋭（名東県士族、県掌↓十四等出仕）である（本誌六七頁参照）。また、前にも述べたごとく白根大道（鳥取県平民、十等出仕↓大属）が、五年七月二十二日付で「知多支庁詰」を命ぜられていた（本誌六七頁参照）。支庁の長は、はじめは三坂、後には白根であつたとみていい。そして白根もまた「断刑簿」所載の七月二十二日以降の刑事裁判に、当然関与したのである。

「支庁規則」が、二月二十日に制定されたことは、前にも一言し

た。この規則の中で、刑事事件の処理に、直接、間接に關係する事項を摘記すれば、次の通りである。

一 諸願同等アレハ其事ノ大小巨細ヲ不問詳細見込ヲ録シ本庁へ送致シ其係典事ノ見ヲ經令參事ノ決ヲ受ケ瑣屑ノ事タリトモ特斷ヲ以テ執行フヲ禁ス

一 本庁ヨリ公文書至レハ其中運ヒノ事務淹滯ナク可取扱ハ勿論ノ儀タレトモ他日參考モ有之事ニ付其事ノ顛末等詳細記牒スヘシ

一 諸願同等取纏置キ毎月二日ノ日本庁へ差出ス可シ

但急ノ件アル時ハ此限ニアラストス

一 都テ訴訟ニ関スル事件ハ再三問訊糺彈其察スヘキ廉ヲ尽シテ口書ヲ仮ニ相綴本県へ差出決ヲ請フ可シ出火或ハ非常之兇変ニ遇フ者強盜不法人ニ被傷害者ハ村方之報知ニ仍テ即刻出張疵所或焼場家数ヲ篤ト点検シ見分書ヲ取り明細ニ相認遺漏ナカラシメ出火ノ檢視ハ場所之絵圖ヲ添隣家類焼人共ノ申口ヲ糺シ自火怪火共明瞭ニ口書ニ相載セ然シテ後火元人ヲ眞マセ置本県ニ具狀ス可シ本県則律ニ照シ付紙ヲ以當罰ス可シ疵人檢使ハ勿論密書ニ取札医ヲ俱シテ生死並疵ノ長短幅等検査セシメテ見分書ヲ取り連累之者口書ヲ供ヘ但總テ仮口書本県ニ達ス可シ本県則律評決罪人ヲ処置ス可シ訴訟ハ双方ノ事情ヲ斟酌シ双方ノ願意ヲ洞察シ邪正曲直之間目ヲ具シテ本県ニ達ス本県処置如前都テ支庁ニ於テ相糺候口書ハ詰句ニ不及仮口書也罪律ハ細項タリトモ支庁ニ於テ議スルノ權ナシ

一 聽訟准判牒ヲ置キ毎件月日番号ヲ記載シ始終ヲ詳ニ署シ他日紛乱ナキヲ要ス

一 強盜ハ多寡ヲ不論窃盜ハ拾兩以上速ニ届出可シ其他賊難ハ其都度不及届一ヶ月ヲ纏メ可届出

この規則は、錯雜してわがかりにくい、刑事事件の処理についてみるに、「兇変」「強盜」「傷害」の報告をうけた節は、支庁の官員が「即刻出張」、必要に応じ医師同伴で点検、火災の折には、焼失状況の絵圖を作製、「自火怪火」の区別をとくに究明し、いづれも「見分書」並に關係者の「仮口書」を作つて本庁へ送達すべきであつた。火災について特別に詳しいのは、「断刑簿」によつて判明するごとく、当時、火災事件がかなり多かつたためと思われる。

他の犯罪についても、關係者を問訊して「仮口書」を作り、本庁へ送達した点は同じであらう。いかなる場合にも、支庁に擬律の權はなく、すべて本庁の決裁をうけるものとしている。

この規則だけからみると、すべての犯罪について、支庁から本庁へただ書類だけを送致、決裁を仰ぐように理解されるが、「断刑簿」の中に、前にも述べたごとく、徒刑以上に該当する重罪犯の記録が欠けていることからみて、その場合は、犯人の身柄も本庁へ送り、本庁で刑の言渡も行われたものと推定される。この場合、犯人の問訊すなわち審理は支庁で済ませ、擬律と言渡だけが本庁で行われたのか、それとも支庁では「仮口書」の作成だけ行い（すなわち一種の下調である）、本庁でもさらに問訊、口書を作り、擬律、言渡が行われたのか、その辺の事情はわからない。いずれにせよ、重罪犯の執行は、本庁で行われたであらう。

徒刑以下に該当する軽罪の場合は、「仮口書」だけを本庁へ送達、

本庁の聴訟課では、擬律すなわち判決(辞令)の原案を作り、参事、令の決裁をうけ、刑の言渡は支庁において行われたと思われる。それは、「断刑簿」所載の稟議の中に「知多支庁より……口書ヲ以罰条伺相廻候ニ付左之通申付可然哉 但輕科之義ニ付支庁ニおいて申渡候様可申遣哉」(本誌七七頁参照)と述べているものがあることから明らかであろう。本庁の決裁に対して、支庁の官員が、意見を具申し、その変更を希望することは許されていたようである(本誌八一頁参照)。刑の言渡が支庁において行われるからには、笞刑、杖刑の執行は、支庁が当然に行つたのであろう。ただ、禁獄の場合、それ相應の設備が支庁にあつて執行したのか、それとも身柄を本庁に送致して執行したのか、その辺の事情は明らかでない。

本庁聴訟課の職員は、前掲「職員名」によつて、平松権参事、葛上、宮原、津村、笠原の四権少属、小林、岡田両史生、山岡、森田両等外出仕などは確実に判明する(本誌六五頁、六六頁参照)。そのほか、「断刑簿」にみられる捺印、署名によつて、田所大属、鈴樹十四等出仕、田中史生、さらに吉野信温、本城信嘉兩少属の内のいずれか一名(信の印によつて推定される。本誌九五頁、七九頁等参照)も、同課に所属したことがわかる。もちろん、本庁内課別配置に異動もあつたであろうから、これらの人々が、全期間を通じて同課に在職していたとはいえない。また、「断刑簿」には、楠、大江両権典事の捺印が数カ所にあるが、これは、平松権典事が同課の長であつた前後の時期に、それらの人がその長であつたのか、それとも平松不在の時、代行したのか、その辺の事情は不明である。大江、平松両方の

捺印がある場合もあるから(本誌九七頁参照)、権典事は県の幹部として、他管の稟議書の決裁にも参加する場合があつたのかも知れない。額田県が開庁後、いち早く聴訟規則を定めたことは、前に述べた。五年一月九日制定の「聴訟定則」がそれである。<sup>(29)</sup>この規則の内、重なる条項は、次の通りである。

一 先ツ聴訟掛受付ノ者等外ヨリ式人当番非相立諸願書爲取次受付簿ニ番号事件ノ銘目ヲ記載シ聴訟大少属ノ内ヘ相渡大少属同断当番非相立前受付ヨリ書類受取ノ簿冊ニ記シ番号ヲ朱書シ書類ノ上包ヘ同断番号ヲ記シ検印押シ第十二字迄ヲ限り受取処ノ諸願書一纏ニ致シ篤ト熟覽吟味理解ノ見込相添翌日非番ノ日令参事ノ一覽ヲ經令参事下付スル時ヘ其指令ニ從ヒ異議無之ハ第三日ニ訴人呼出シ或ハ理解或ハ吟味ニ及可申尤理解ノ節ハ典事出席立会吟味ノ節ハ令参事ノ内出席典事取調属ノ副トシ吟味可申再度ヨリハ此限ニアラス其掛々ニテ受持取調異事有之候ハ、立会ヲ請可申ハ勿論大獄難獄又此限ニアラス且又当番ノ日受取候書類事件ハ都テ其人頭受持之事

但再度ヨリト雖トモ立会ヲ請ヒ一員裁判取調敷事

一 吟味之節ハ捕亡一員聞書申付候事

但令参事出席ノ頃ハ史生テ聞書之事

一 吟味ニテ將明不申分ハ拷問可申付其頃ハ再度及評議令参事ノ決議ヲ受取計可申事

但拷問ハ医師立会ヒ可申事

- 一 重罪人刑名宣告ハ参事ニテ読渡証文ハ典事申付候事
- 一 輕科申渡シハ手鎖典事申渡シ赦免ハ属ニテ申渡候事
- 一 重罪人檢使ノ節ハ大属一人出張輕罪之者檢使ノ節ハ正權少属一人史生或ハ出仕一人出張ノ事
- 但笞杖之節医師立会之事

この規則は、本庁における民事、刑事の裁判手続を定めたものであるから、支庁の裁判には、そのままでは適用できなかつたにちがいないが、「一員裁判」をしないと、審理の書記は「捕亡」の役が担当するとか、また笞杖刑の執行には「医師立会」などのことは、支庁においても行われたのかも知れない。

「断刑簿」所載の各種刑罰の集計は、次の通りである。

笞刑	二十	一人	四十	二人
杖刑	六十	三人	八十	七人
	七十	八人	九十	二人
		百	二人	
禁獄	七十日	四人(女)		
贖罪 <sup>(30)</sup>	三兩	二人	一兩二分	六人(内女一人)
収贖	二兩	一人	三分	二人
	一分	一人(女)	二分	四人(女)
叱	十二人	庶人ニ下ス	一人	

額田県本庁関係の行刑統計によると、笞、杖刑と懲役刑とが併用されているが、知多支庁では、懲役刑の言渡はない。執行する拘禁

場が支庁にはなかつたためであらう。<sup>(32)</sup>

前掲額田県史には、前にも述べたごとく、徒刑以上の重罪犯の判決文が載つている。その中から、知多郡関係者の分を摘記すると、刑種別は、次の通りである。<sup>(33)</sup>

梟首 一人(女) 斬 一人  
準流十年 四人

この分と、「断刑簿」の処罰数を合せたものが、額田県知多支庁関係の全犯罪処罰数であつたといえる。なお、これら犯罪に適用された刑法は、いうまでもなく新律綱領(明治三年十二月)である。<sup>(34)</sup>

明治三年十一月、次のごとく額田県は愛知県へ吸収、合併された。<sup>(35)</sup>

其県被廢愛知県へ合併被

仰付候条、従前所轄之地所物成郷村等、当申歳ヨリ同県へ可

引渡事

壬申十一月廿七日

太政官

右之通御達相成候条、区内無洩及布達候也

壬申十二月二日

元額田県權参事石黒務

そして、林権令は十二月二日附で、浜松県令へ転出、残務は石黒權参事によつて行われた。<sup>(36)</sup>

残務整理が終了し、事務引継ぎが行われたのは、次のごとく翌年一月であつた。<sup>(37)</sup>

今般額田県被廢当県江合併被

仰出候ニ付、来一月四日土地人民引請候条、諸願伺届等惣而當

県庁へ可差出申

右之趣触示者也

明治六年一月

愛知県権令井岡盛良

別紙之通区内不洩様可相達候也

元額田県

一月五日

「断刑簿」所載の文書は十一月までであり、また前掲額田県史所載の本庁関係の行刑統計も十一月の分までで終つて<sup>(38)</sup>いるから、廃罪後、刑事裁判の事務は直ちに中止したものと思われる。

(1) この表紙には「明治五壬申歲 断刑簿 支庁聴訟課 從十月」とある。本文で述べるごとく、二月以降十一月までの文書を収録しているから「從十月」とあるのは、その内容と一致しない。なにかの誤記であろう。

(2) 「額田県史」・前掲愛知県史料第十八冊。内閣文庫蔵「府県史料」の中には、明治初期の藩、府、県の刑事裁判記録を収録しているものがあるが、前掲額田県史のごとく、重罪関係の判決だけに限られている場合が多い。

(3) この種の文書に、法務図書館蔵「元龜山県流以下之刑取調」、「元津県四年処刑取録」、「元神戸県士族卒平民処刑録」、「旧松本藩処決口供録」などがあるが、寔に貴重な記録である。なお、戦災をうけなかつた地方の検察庁には、明治初年の頃、その地の藩、府、県から引継いだ判決原本を保管しているところもあるようであるが、公表されていないので、詳細はわからない。

(4) 前掲愛知県史・第三卷・九九頁。林厚徳は名東県士族(徳島藩士)、文政十一年生、維新後、民部権大丞、太政官少弁を経て、四

年八月、金沢県大参事、十一月、額田県権令、同県廃止後、浜松県令に転出、九年八月、同県廃止のため退任、その後の動静は不明であるが、二十一年、東京市京橋区長、翌年、深川区長に転じ、二十三年三月二日、逝去した(「頭要職務補任録」・上卷・五〇八頁、下卷・二七頁、「國民過去帳」明治之部・二九五頁)。権参事木村成章の経歴は残念ながら不明である。明治三年十一月「府県職員録」によると、彼は角田県大参事であるから(三五六枚表)、そこから額田県へ転出してきたのであろう。木村は五年四月二十四日に免官(前掲額田県布告集・前掲宝飯地方史資料・二〇八頁)、後任は前述のごとく石黒務である(本誌六七頁参照)。石黒は滋賀県士族(彦根藩士)、天保四年生、額田県廃止後、浜松県大参事、静岡県大書記官などを歴任、十四年、福井県令、十八年、同県知事、その後の動静は不明であるが、三十九年三月十八日、逝去した(前掲國民過去帳・九八二頁)。

(5) 前掲愛知県史・九九頁―一〇〇頁。

(6) 前掲額田県史・前掲愛知県史料第十八冊。

(7) 前掲愛知県史・一〇〇頁、「知多郡史」(大正十二年)上卷・四六三頁。

(8) 「額田県疆記聞」第二号(明治五年九月)・表紙裏。なお、同誌第一号(同年五月)表紙裏の「大約積」によると、人口が「五十九万六千二百九十四口」、戸数が「十四万四百十三戸」、郷学校が「三十ヶ所」とあり、本文に掲げた第二号のそれより、いずれもすくない。わずか三カ月のちがいで、それほど増加するわけはないから、第一号の数字には間違いがあり、第二号で訂正したものと思われる。

(9) 前掲額田県史・前掲愛知県史料第十八冊。

(10) 尾張藩の横須賀代官は、天明三年(一七八三年)八月におかれ、知多郡藩領七六カ村を支配していた。知多郡のそれ以外の藩領は、鳴海代官の支配であつた(林董一「尾張藩公法史の研究」・三三六頁以下参照)。

(11) 「横須賀町誌」(昭和三年)・六四頁、一〇一頁、「横須賀町史」(昭和四十四年)・一三三頁、七三二頁。

(12) 前掲額田県史・前掲愛知県史料第十八冊、前掲愛知県史・一〇〇頁—一〇一頁。

(13) 明治五年十月二十七日、司法省は岡崎に裁判所の設置を決定したが、なぜか実現しなかつたので(「司法沿革誌」・二〇頁)、額田県はその廃止まで司法権を掌握していた。前掲額田県史に「裁判所治下岡崎ニ在リ、明治五年壬申十月廿七日新置」(前掲愛知県史料第十八冊)と、あたかもその際に設置されたかのごとく述べているのは誤りである。

(14) 「八名郡誌」(大正十五年)・六一—四頁以下。前掲額田県史は「一月……全管ヲ画シテ九大区トシ大区各幾小区ヲ分ツ大区ニ区长アリ小区ニ戸長アリ郡ニ郡長アリ市ニ市長アリ村ニ村長アリ又組長アリ」(前掲愛知県史料第十八冊)と述べている。しかし、この「区长」と「組長」という称呼には問題がある。前掲八名郡誌は、八名郡乗本村役場蔵「額田県御達留」の五年三月四日の条に「第九大区戸長半原竹内静枝、同副戸長加茂竹屋彦九郎、右之通去月十二日致拜命候間小前々迄不洩様可被達者也」とあり、また「壬申三月十四日」付で「第九大区正副戸長」から「村々役人中」へ達した文書があり、さらに後ちの第九大区長(八名郡)鈴木伝の手帳の五年五月十二日の条に「一昨十日従額田県大区戸長召状到来ニ付出頭、第九大区長拜命鈴木伝、第九大区副長大原泰通、第九大区戸長被免竹

内静枝、第九大区副戸長被免竹尾彦九郎」とあることなどから、五年二月、大区におかれた長は戸長であつて区長ではないとし(但し五月以降は大区の長は区長となる)(六一—五頁—六一—六頁)、また「組長」ではなく「組頭」の名称を採つている(六一—七頁、六一—九頁)。本文では一応この八名郡誌の記述に従つたが、なお、疑問がないわけではない。愛知県郷土史関係の他の著作をみるに、例えば「刈谷町誌」(昭和七年)のごとく「五年一月」「大区」に「区长一人」をおくとするものと(二八頁)、「西尾町史」(昭和八年)のごとく「五年二月十二日」「大区にも小区にも夫々戸長副戸長をおき」(上巻・四七七頁)とするものがある。まず、「区长」か「戸長」かの点であるが、額田県庶務課から各郡長に対する「壬申二月廿日」付の達に「郡村市長及大小区长云々」とあり、また同じく「壬申三月十日」付の達に「郡長大小戸長協議之上云々」とあり、その宛名が「郡長中、大戸長中、小戸長中」となつている(前掲額田県布告集・前掲宝飯地方史資料・一七五頁、一九八頁)ことなどから判断するに、大区小区共に、区长、戸長の名称が混在して使用されたのかも知れない。次に「組長」か「組頭」かの点は、額田県「申三月六日」付の達に「村長老人並組頭老人相選云々」とあり(前掲書・一八四頁)、また八名郡誌が引用している「壬申五月十二日」付の廃止通達にも明らかに「組頭」とあるが(六一—九頁)、「組長」の称呼を用いた文書は、私の知る限りではみあたらない。愛知県下には、例えば村役場などに、額田県時代の文書が保管されている場合も皆無ではなからう。将来、郷土史家によつて上述の疑問点が解明されることを期待したい。

(15) 五年二月二十三日付の額田県の通達に「貴族士族自今諸願伺届等地方ニ関涉ノ事件ハ郡長へ差出戸籍ニ関スル分ハ区长へ差出其奥

印ヲ取進達可申且布達等ノ儀ハ総テ郡長ヨリ伝達可致候管ニ付此旨相心得士族卒へ不洩様可相達者也」とあり、また二月三十日付の通達に「貫族士族卒社寺平民ノ無差別自今地方ニ関涉ノ事件ハ郡長へ差出戸籍ニ関涉ノ分ハ区長へ差出其奥印ヲ取進達可致且布達之儀モ都テ郡長ヨリ伝達可致管ニ付此旨一般へ不洩様可相達者也」とある(前掲額田県史・前掲愛知県史料第十八冊)。ここでは区長の称呼が用いられているが(註14・参照)、それはさておき、この通達によつて、郡長と大区の長との職分の相違は明らかである。前掲八名郡誌によると、郡長の「最大要務」は「地券調」であつたとしている(六一九頁)。ところが、郡長と大区の長の職責を混同し、区長が地券の事務を司つたとする文献もあるが(例えば前掲刈谷町誌・二八頁、「碧海郡誌」・大正五年・二三二頁等)、それは誤りである。また、前掲額田県史には「二月各郡長ニ令シテ常ニ県庁ニ在勤セシメ以テ願伺届等其他郡中諸般ノ事務ヲ掌ラシメ但人員ハ三名ト定メ毎月各交替セシム」(前掲愛知県史料第十八冊)とあるが、当時、九郡の郡長、副郡長合せて十五名(郡長だけまたは副郡長だけの郡もある)であつたというから(その氏名は、前掲八名郡誌・六一八頁参照)、五交代で勤務したことになる。前掲八名郡誌は、他郡の郡長が奥印をしている実例(設楽郡の郡長あるいは副郡長が、八名郡関係の書類に奥印)をあげて「他郡の郡長に都合で代理してもらつた変例があつた」(六一七頁)としているが、交代勤務であるから、当該郡長がかならずしも在勤していないので、それは「変例」ではなく、むしろ通例であつたともいえる。

(16) 額田県の徒場規則は、五年一月の制定で簡単なものであるが(前掲額田県史・前掲愛知県史料第十八冊参照)、その中に「仕置」の「無宿」の者を「徒刑場堀内へ入置御教育」する制度、すなわ

ち一種の予防拘禁制度を採用している点は興味ふかい。詳しい考証は、別の機会に果したいと考えている。

(17) 前掲額田県史によると、五年一月、邏卒、捕亡を採用、後ちに邏卒は巡邏役、警邏役に、捕亡は逮部役とそれぞれ改名したが、七月にそれらを廃止、改めて捕亡をおいたという(前掲愛知県史料第十八冊)。ところが、前掲横須賀町誌によると、「支庁」は「其長ハ大属ニシテ部下ニ判任等外トシテ一等ヨリ五等迄ノ約五名ノ邏卒アリ一名捕亡トモ称シ其下ニ旧番人ノ郷方廻役アリ一ヶ月ノ給金老円ニシテ月六回ノ巡回アリ又一回二錢五厘ノ弁当料ヲ給シ以テ犯人逮捕古物商監査等ノ取締ヲ為スモノ部内ニ二十四名アリタリト云フ」(九五頁)とある。この町誌の記事は、何を典拠としたのかわからないが、支庁にも、終始、邏卒または捕亡が在勤していたということには、かなり信憑性がある。

(18) 額田県の行刑統計が、五年二月以降になつてゐるのは(前掲額田県史・前掲愛知県史料第十八冊)、何よりの証拠である。刈谷の記録にも「明治五申二月五日より当県御引払い、額田県へ御引渡し」とある(刈谷町万年帳・刈谷市教育委員会編「幕末、維新のかりや」・昭和四十四年・四七頁)。前掲八名郡誌に「廃県の官員従前の庁に於て事務を執り扱ひつつ残務を整理し漸く翌五年二月に至り事務の引続を了し云々」(六一四頁)とあるのは、正しい見解である。

(19) 八名郡(第九大区)の場合、大区戸長副戸長の任命は二月十二日、小区の戸長の任命は三月五日、副郡長(郡長を欠く)の任命は二月十五日である(前掲八名郡誌・六一六頁、六一七頁)。他郡の場合も、ほぼ同じ時期であろう。なお、大区の戸長、副戸長の名称に

ついでに、註14・参照。

(20) 小島亮式は、知多郡森岡村出身、嘉永五年九月生れというから、これが正しければ、明治五年当時、二十一歳の青年である(その略伝は、田中重策「尾張国知多郡誌」巻三・明治二十六年・一枚裏以下参照)。但し、郡長任命の日付は明らかでない。

(21) 八名郡(第九大区)の場合、新任の戸長が、郡内賀茂村に事務所を設け、それを戸籍取調所と称したというが(前掲八名郡誌・六一六頁)、知多郡(第一大区)の場合にも、そうした事実があつたのかどうか、大方の御教示を乞いたい。

(22) 前掲横須賀町誌・六五頁、同趣旨の記述は、「半田町史」(大正十五年)・三五六頁、前掲横須賀町史・一三三頁などにもみえてい

る。

(23) 前掲八名郡誌・六二二頁―六二二頁。  
(24) 前掲尾張国知多郡誌・巻三・一枚裏、二枚表、前掲横須賀町誌・六九頁、二五〇頁。しかし、この際、第一大区長の事務所が、区会所と呼ばれたとすることには、疑問がないわけではない。なぜならば、前掲八名郡誌によると、第九大区の場合、五月の制度改正後

も、相変らず大区長の事務所は戸籍取調所(又は調所)と呼んでおり、六年三月(このときは、すでに額田県は愛知県へ吸収合併されている)の正権区长正副戸長職掌章程制定の際、はじめて区会所と称したとしているからである(六二二頁、六三四頁)。しかし、知多郡の場合、この時期の事情をくわしく考証した文献がないので、一応、ここでは前掲横須賀町誌の記述に従つておく。

(25) 小島の任命は五月二十九日、林の任命は六月二十二日といわれる(前掲尾張国知多郡誌・巻三・一枚裏、二枚表)。前掲横須賀町誌に、区会所の開設を六月とする場合があるが(二五〇頁)、これは林

の任命日から推測したのであろう。なお、区の制度は、額田県廃止直前に、いまいちど改正があつた。前掲八名郡誌によると、「九月十五日正副大区長共に廃せられ、当分正副戸長に於て其事務を取扱つた」そして「十一月十三日」にあたりしい大区長が任命され、小区は小一区、小二区、小三区(それまでは第一小区、第二小区、第三小区)と改称、大区の副長が一名乃至二名ずつ小区の長に配属され、また「十一月二十八日」「各村に戸長」をおいたが、時すでに廃県の通達がでていたとしている(六三二頁)。知多郡においても、当然、そうした改正があつた筈であるが、そのことにふれた文献がないのは、甚だ残念である。因みに、前掲八名郡誌に「当分正副戸長に於て其事務を取扱つた」(六三二頁)という記述の意味は、各小区の正副戸長が区長の職務を代行したというのか、あるいは大区にも臨時的に正副戸長がおかれたというのか、その点明らかでないが、前掲額田県疆記開第三号(五年十月)の記事に「本県第四大区(加茂郡―手塚註)戸長酒井功ナル者正戸長ヲ拜命セリ」(六枚表)とみえているから、九月から十一月までの間、大区にも正副区長に代えて、一時、正副戸長をおいたのかも知れない。

(26) 前掲横須賀町史・二五三頁。

(27) 白根大道は、鳥取県の人、明治三年、弾正史生、その後巡察属を経て額田県へ赴任、五年二月十五日、十等出仕、四月二十五日、大属、同県廃止後、七年頃、司法権大解部、九年頃、判事補、十一年頃、鹿児島三等属、十四年頃、同県副典獄、その後の動静はわからないが、二十一年九月十九日、逝去した(前掲額田県官員録・

(28) 前掲愛知県史料第十九冊、前掲国民過去帳・二六七頁)。

(29) 前掲額田県史・前掲愛知県史料第十八冊。

(30) 贖罪は「土族以上ノ婦女」(庶人、過誤、失錯、連累、其他不

幸ニ出テ、事情憫諒ス可クシテ、的決シ難キ者」に行ひ、また収贖は「老小癯疾ノ矜恤ス可キ者」と「卒以下ノ婦女」に行うもので、笞、杖、徒流、死に代えて贖金を科する刑である(新律綱領・贖罪収贖例図)。「断刑簿」にみえている贖罪、収贖は、いずれも笞、杖刑のみに代えたものである。

(31) 明治五年五月、新律綱領の笞、杖刑は原則的に廃止され、代つて懲役刑(十日から百日までの十種)が採用されたが、地方の設備を考慮し、「当分ノ内従来ノ笞杖実決」もみとめられていた(懲役法、五年五月四日・太政官布告第一二二二号)。額田県の場合、本庁関係の行刑統計によると、六月から十一月までに十日乃至九十日の懲役刑が、十四名に行われているが、その間の笞、杖刑は一二九名であるから(前掲額田県史・前掲愛知県史料第十八冊)、なお、笞、杖刑が圧倒的に多かつたことがわかる。

(32) このことから類推すると、禁獄の場合にも、本庁へ送致して執行したものと思われる。なお、禁獄、懲役は、本庁における徒刑場を利用したであろうが、それらに関する本県の規則はみあたらない。

(33) 前掲額田県史・前掲愛知県史料第十八冊。

(34) 前掲額田県史に「本県創置ノ如キハ新律既ニ頒布ノ後ニアリ故ニ皆之ニ依テ処断ス」とある(前掲史料)。なお、「叱」(呵責)は、新律綱領の条文にはないが、実際上行われており、司法省もそれを見とめていた(明治六年四月九日・司法省上申、法規分類大全・刑法門)・刑律(二〇八頁参照)。

(35) (36) 前掲額田県布告集・前掲宝飯地方史資料第十六巻・二七七頁。

(37) 前掲書・二七九頁。

(38) 前掲額田県史・前掲愛知県史料第十八冊。

前註

(1) (林または聽訟課のように、○や□を附してあるものは、実際の捺印を示す。このように、権令以下関係官員の実際の捺印のある稟議書は、原本であると思われる。但し聽訟課の印鑑は、原本ではなく写本と思われる稟議書にも捺されている場合がある。

次に「印」とあるは朱筆で、「印」とあるのは墨筆で、それぞれ書かれている印鑑のしるしを示す。また、「林」、「津村」などとあるのは朱筆で、「林」、「津村」などとあるのは墨筆で、それぞれ書かれている印鑑の模写を示す。このような稟議書は、関係官員の捺印個所が空白になっている稟議書と同様に、原本ではなく写本と思われる。

要するに、本史料には、すでに本文中でも述べたごとく、稟議書の原本と写本とが混在していることを注意すべきである。

(2) ゴチの個所は、すべて朱筆で書かれていることを示す。

(3) □□は、判読困難の文字あるいは欠損個所である。

(4) 「葛上忠貞」は、本文に前出の「葛上太郎」と同一人と思われる。どちらかが通称であろう。

額田県「断刑簿」

三月四日 議案写

令 典事

参事 聽訟課

知多支庁より古見村林蔵外五人失火事件別紙口書ヲ以罰条伺相廻候ニ付左之通申付可然哉但輕科之義ニ付支庁ニおいて申渡候様可申遣哉

知多郡

古見村 林蔵  
前山村 久蔵

其方共儀火之元入念可致義ハ兼而乍相弁先般自宅より失火隣家焼失ニ及候段火之元粗忽ニ致シ故之義不束ニ付各答四十可申付処全過失ニ出テル義ニ付贖金三兩宛申付ルもの也

壬申三月

額田 県

知多郡矢口村

新海 金左エ門

同郡 朝倉村

彦八郎後家

いく

同郡 生路村

原田徳右エ門

其方共儀火之元入念可致義兼而乍相弁先般火ヲ失シ自宅焼失致候ハ全火之元粗忽ニ致故之義不束ニ付各答二十可申付処全過失ニ出テル義ニ付贖金一兩二分ツ、申付ルモノ也

壬申二月

額田 県

失火律曰凡火ヲ失シテ自己ノ宅舎ヲ焼ク者ハ答二十人ノ宅舎ニ延焼スル者ハ答四十  
贖罪例四ニ答二十八一兩二分答四十八三兩

追伺

一 日光果伺付紙ニ貧乏無力ノ者贖ヲ納ム可カラサル者答杖八折半シ云々ト有之上ハ本犯古見村林蔵等若シ絶窮ノ者ニ候ハ、答四十八二十実決二十八一十実決申付可然哉

四月十五日第二号

令(林) 典事

参事

葛上忠貞(貞)  
聽訟課(宮原) 津村

聽訟課

刑議

知多郡名和村磯部勘吉失火ノ始末支庁ニ於テ及吟味候処別紙之通ニ有之候ニ付左ノ如ク断罪仕可然哉

失火律自宅ヲ焼ク者答二十

贖罪例四ニ答二十八一兩二分

辞令

尾州知多郡名和村

磯部勘吉

其方儀物置小屋ニ灰取置当三月廿六日夜過テ同所ヨリ出火居宅焼亡ニ及候段人馬怪我並類焼等無之ト雖始末不束ニ付答刑ニ処スヘキ処全過失ニ出ル訳ヲ以贖罪金一兩二分申付ル者也

壬申四月

額田 県

四月卅日

令 (林)

(平松) 典事

葛上権少属 (貞)  
聴訟課 (津村) (宮原)

刑議

知多郡大高村久三郎失火之始末支庁ニ於而吟味仕候別紙之通ニ付  
本律失火条自宅ヲ焼亡スル答二十之如ク所断可仕哉  
贖罪圖答二十一兩二分

辞令

尾州知多郡大高村

久三郎

其方儀火元之儀兼而可心付処無其義去末年十二月廿二日庭前ニ於  
テ藁灰ヲ焚灰小屋ニ入置候処夫ヨリ失火同所焼亡及候段過失トハ  
乍申始末不束ニ付答二十之贖金一兩二分申付ル者他

壬申四月

額田 県

三月十七日第二号

令 (林)

(大江) 典事

葛上忠貞 (貞)

参事欠

聴訟課 (平松) (宮原)

尾州知多郡大脇村

源 藏

右之者失火居宅焼亡事件取札際別紙之通有之趣支庁より申越候然  
ルニ口書面失火之□本ハ同源藏妻すみナル者之失錯ニ出ル哉ニ相  
見候就而ハ同人申口源藏申立ニ相違モ無之上ハ本律左之通支庁ニ  
於而所断可仕段御指揮相成可然哉

律例失火自己ノ宅舎ヲ焼ク者答二十又收贖圖ニ庶人過誤失錯云

々答二十八金二分

辞令

右 源藏妻

すみ

其方儀火之元ノ儀ハ兼而入念可有之処無其儀当三月十三日朝茶釜  
下火焚付候処誤而側ニ有之柴ニ燃付夫ヨリ居宅焼亡およひ候始末  
不束ニ付屹度可申付処全過失ニ出ルニ付取贖金二分申付ル者也

壬申三月

額田 県

刑議写

四月廿三日

令印 印典事

印参事

宮原権少属印

刑議

尾州知多郡常滑村

農 新藏 伴

与曾松

右之者昨辛末三月中窃盜致シ元名古屋県ニテ杖刑所決相成候処尚  
又当壬申三月中ヨリ窃盜致候ニ付本罪杖八十二一等ヲ加ヘ杖九十  
可申付哉 贓ヲ合シ二十  
八兩三分  
窃盜律二十兩以上杖八十 加等罪例凡窃盜及賭博ヲ犯シ己ニ官  
司ノ断決ヲ經テ再ヒ犯ス者ハ並ニ後犯ノ本罪ニ一等ヲ加フ

辭令

右 与曾松

其方儀昨辛末三月中窃盜致候ニ付元名古屋県ニテ処刑相成ル上は改心可致処無其義尚又当壬申二月中居村市場名不知家其外二軒江忍入衣類雜品都合四十品盜取候始末不束ニ付本罪ニ一等ヲ加ヘ杖九十申付ル者也

壬申四月

額田 県

五月九日五月十日第三号

令 (林)

平松権典事

(平松)

支庁詰

(三坂)

(蒲生)

聴訟課

聴訟課

(宮原)

(津村)

貞書判  
手塚註

刑議

知多郡乙川村

稱生定四郎

右之者兄市左衛門ヨリ毎度当分之助成金取貰受同人善光寺詣之留守中兄之田畑ヲ押領耕作致シ剩兄市左衛門帰宅之頃不法ノ雜言申張二等ノ尊長ヲ罵候段不束ニ付杖九十可申付哉

律例罵有服尊長条曰若シ兄弟ヲ罵ル者ハ杖九十

子弟私擅用財条曰凡同居ノ子弟私擅ニ父兄ノ財物ヲ用ル者ハ一

十兩ニ答一十一十兩毎トニ一等ヲ加工罪杖一百ニ止ル  
二罪俱発曰二罪俱発ス以重論

右二罪用財物条重シト雖モ田畑ヲ押領ノ萌ヲ顯セシ迄ニテ実物未入手獲物更ニ無之賊ニハ難算杖一百減等之罪ニモ可有之仍テ罵言律ヲ以テ本罪トス

辭令

右 同人

其方儀別居来兄市左衛門ヨリ度々助成金等取貰受却而惡意ヲ差合同人留主中所持ノ田畑ヲ押領セント相工ミ自儘ニ耕作致シ帰国之上可差戻掛合之末強言申張ニ等親ノ市左衛門ヲ罵リ候段不束ニ付杖九十申付ル者也

月 日

五月三日

令印 印典事

宮原権少属 印

刑議

尾州知多郡

森村 農

中西弥助

右詐取証券偽造冒認ノ三罪口書詰之上ハ律ニ準シ流三等ニ該ル処孰レモ赦前ノ犯罪ニ付罪ヲ免シ屹度呵責申付候上諸賍追徴可仕哉

一慶応元五年中 詐取金三百八十兩

一同四年 偽造私印 一度

一元治元甲寅四月 冒認の地 代金七百  
廿六兩三分

律文凡官私ヲ詐欺シテ財物ヲ取ル者ハ並ニ贓ニ計ヘ窃盜ニ準シテ  
論ス罪流三等ニ止ル 窃盜律三百  
兩以上絞

一私印ヲ偽造スル者ハ杖一百財ヲ得ル者ハ贓ニ計ヘ各盜罪ヲ以テ重  
キニ從テ論ス

一凡人ノ田宅ヲ冒認スル者ハ窃盜ニ準シテ論ス罪流三等ニ止ル  
窃盜三百兩  
以上絞

一凡二罪以上俱ニ発覺スル各等キハ一二從テ科ス  
右ニ仍テ流三等トナス

辭令

右 中西弥助

其方儀慶応元丑年中同村吉峯治右衛門不用之金子借用証文ヲ以同  
人借用ト偽同郡古見村竹内九郎兵衛ヨリ金子三百八十兩借受治右  
衛門ニ不相渡自身ニ遣払剩右借財ヲ治右衛門ニ為負返済不致候逆  
同人持田地讓受ケ之偽証券ヲ造リ遂ニ右田地ヲ冒認候上他江売払  
代金七百兩余遺込候始末不届ニ付流三等ニ可処処執レモ大赦以前  
之犯罪ニ付其科ヲ免シ屹度呵責申付ル者也

壬申五月

額田県

令林 平松 典事

葛上権少属 貞

聽訟課 津村 宮原

五月四日

刑議

令 花押 典事 印

葛上権少属 印

尾州知多郡

聽訟課 印

古見村農

刑議

忠七養子

知多郡古見村清七等金子海中より拾取私有スル始末取亂候処口書

別紙之通ニ付拾得ル金ハ給与シ違令之律ニ照シ管三十可申付敷  
違令条凡令ニ違フニ重キハ管四十  
輕キハ一等ヲ減ス

辭令

尾州知多郡古見村

清七

孫兵衛

市兵衛

吉

其方共儀去ル庚午ノ年九月中同村勘九郎亡船ニ乗組冲面ニ而藻草  
採候砌箱入之金札百三十九兩拾取候処官ニ訴出ス私ニ配分致シ候  
始末不束ニ付各管三十申付ル者也

但拾取ル金ハ主ナキニ付給与ス

壬申五月

額田県

本議金財紛失ノ趣前ニ訴出候者有之候得共金札大小員數等相違  
シ又拾取ル金ヲ給与スルハ浦高札御定書ニ依リ取調候

令林 平松 典事

葛上権少属 貞

刑議

尾州知多郡

古見村農

忠七養子

鹿藏

竹内政右エ門

茂兵衛伴

下谷千代藏

右鹿藏外二人同村脇島組祭礼道具破損等之一件知多支庁ニ於テ吟味仕候処前冊口書之通ニ付一同呵責可申付哉

辞令

右 鹿藏外二人

其方共儀同村脇島組祭礼道具乱妨ニ損破シ右事件本保組ニ嫌疑相掛候ヨリ彼是申争候始末不念ニ付呵責申付ル

壬申五月

額田 額田 額田 額田

別紙(手塚註)

古見村鹿藏初外二人云々御決議之趣奉拜承候然ニ最早御決議之末彼是存意申立恐懼至極ニ奉存候得共根元鹿藏祭礼道具云々ハ今般自首ニ不及外ヨリ相頭吟味之上罪犯首告仕候得ハ則律文棄毀器物稼穡スルノ条ニ当該シ窃盜ニ準シテ論ジ脏ニ計ヘ処刑スベキカ又他律ニモ若シ人ノ墳塋内ノ碑碣石獸ヲ毀者ハ杖八十人ノ神主ヲ毀者ハ杖九十ト有之候得ハ本律他律共悋ニ正条有之候就テハ云々ノ所業ニ付云々可申付処自訴イタシ候ニ付右之科ヲ免シ呵責申付ト云シ文体ニ而辞令御渡相成度余ハ御指図ノ通存意無御座□而組数度右入組ニ付確認無之儀ヲ申立ル義御座候間此元ニ而辞令ヲ拵叱申付之方後々ノ為可宜相見込申候今一応□□候也

明治五年・額田県「断刑簿」

三坂権大属 (三坂)

聽訟 課 (田中)

別紙(手塚註)

御伺之廉御尤至極併律ニ出入無之義ニ付御差図濟之事故先前議之辞令ニ而御取計有之段致度候事

(貞) (宮原) (津村)

五月廿日

令 林 典事欠

宮原権少属 宮原

聽訟課 葛上 津村

知多郡大古根村

農 清助

上半田村

農 勝三郎

下半田村

利三郎

(小字) 小區長 大古根村

新美八次郎

右坂口書支庁ヨリ相廻候ニ付取調律文明条無之輕科之儀ニ付清助以下三人ハ呵責申付八次郎ハ咎之沙汰ニ不及旨可申渡乎

辞令

右 清助

勝三郎

八一 (二〇四一)

利三郎

其方共儀大古根村氏神祭礼ニ付子供笹踊願出之節願道ト齮齧之取計致候始末不束ニ付呵責申付ル者也

壬申五月

右 額田県 新美八次郎

其方儀本村氏神祭礼ニ付子供笹踊願出候処同村清助外兩人義願達ト齮齧之取斗致候ニ付取糺候処其方儀衷中ニ而右事件ニ不預候ニ付咎之沙汰ニ不及

壬申五月

額田県

五月二十日

令印 典事欠

宮原権少属 印 聴訟課 葛上 津村

刑議

尾州知多郡平島村 農 又次郎後家

しう

申五十二歳

右口書詰ニ付律文ヲ案スルニ賭房ヲ開張スル人ハ其列ニ與ラスト雖モ同罪ト有之然ルニしう儀賭房ヲ開張セシニモ無之情ニ於テ憫諒スヘキニ似タリト雖モ已右事件ヨリ逃亡ノ罪ヲ犯シ候ニ付即チ逃亡ヲ以テ論シ杖八十ノ收贖可申付乎

律ニ曰博戯ヲ為ス者ハ杖八十其賭房ヲ開張スル人ハ其列ニ与ラ

スト雖モ同罪 凡本籍ヲ脱シ逃亡スル者ハ杖八十 二罪俱発以重論義シ等キハ一ノ重キニ從テ科ス 凡婦女死罪不孝姦盜人命放火ノ罪ヲ犯スハ各律ニ依テ断決シ其余ノ罪ハ並ニ法ニ依テ收贖ヲ聽ス 收贖例圖杖八十八金二両

辞令

右 しう

其方儀昨辛未十月廿六日村方若者ヨリ頼ニ応シ寄合ノ宿ニ自宅賃置シ候処其夜若者共賭博之始末其方不存候処右兇覺致候ヲ承り連及ヲ懼レ同十一月晦日村方逃亡致候始末不束ニ付杖八十ノ收贖金二両申付ル者也

壬申五月

額田県

令林 典事

宮原権少属 岡田 透

刑議

聴訟課

尾州知多郡成岩村

水野熊七

同州同郡緒川村

水野専左エ門後家

りき

同州同郡同村

水野専左エ門亡伴

水野藤吉

辞令

右 水野熊七

右之者口書詰之上ハ本律ニ仍リ熊七者杖一百りき者禁獄七十日藤吉者答五十二処決可仕哉

熊七刑議一贓ヲ併セテ四十二兩三分

一 四十兩以上杖一百

一 犯姦律和姦ハ各杖七十

一名例律凡二罪以上俱ニ發覺スレハ一ノ重キ者ヲ以テ論

ス

りき刑議

一 犯姦律凡和姦ハ各杖七十云々

一名例律凡婦女云々答杖ニ該ル者ハ日数ニ折シ答杖一十毎

二十日ニ折シテ禁獄ニ換フ

藤吉刑議

一 十三歳窃盜徒不分贓一度 贓十五兩 律一十兩以上杖七十

一 十六歳同断一度 贓一兩二分 律一兩以上杖六十 牧贖金一兩二分

右律ヲ案スルニ窃盜財ヲ得ル者ハ贓ヲ分タスト雖モ贓ヲ併セテ罪

ヲ科ス從タル者ハ各一等ヲ減ヌ又曰凡年七十以上十五以下及廢疾

者死罪ヲ除クノ外流罪以下ヲ犯ス者ハ收贖ヌ又曰罪ヲ犯ス時幼少

ニシテ事發スル時長大ナル者ハ幼少ニ依テ論スト有之同一窃盜ト

雖モ実決收贖一罪ト為シテ科シ難ク依テ二罪俱ニ發スル重キヲ以

テ論スルノ条ヲ案スレハ六十二決シ可然ニ似タリト雖モ此罪幼少

收贖ニ該ル故ニ実ハ其罪輕シ故ニ答五十実決ニ所断仕相当ト見込

候也

其方儀同郡緒川村水野専左エ門後家りきト度々姦通ニ及夫ヨリ後夫ニ可相成ト相約シ同人方ニ寄宿致シ且去ル巳九月以後緒川村具助宅外三軒へ忍入衣類等盜取候始末不束ニ付杖一百申付ルモノ也

壬申五月

右 水野専左エ門後家

りき

其方儀夫専左エ門死去後同郡成岩村水野熊七ト度々姦通ニ及夫ヨリ後夫ニ可致ト相約シ媒人も無之寄宿為致候段不束ニ付禁獄七十日申付ルモノ也

壬申五月

右 水野専左エ門亡伴

水野藤吉

其方儀同郡成岩村水野熊七申進メトハ乍申同人窃盜相働候節贓ヲ分タスト雖モ随行致候段不束ニ付答五十申付ルモノ也

壬申五月

額田 県

一口書ハ御廻不申受左様御承知可相成

六月七日

令印

印参事 印典事

宮原権少属 印

印参事

聴訟 課 印

尾張国知多郡



印參事  
刑議

聽訟課 印印

申付ル者也

壬申六月

額田 額田 額田 額田

脱竊  
竊盜

幡豆郡 角平村  
農 惣太郎二男

齋藤為吉

蟹江松十  
律例失火ニ云凡火ヲ失シテ自己ノ宅舎ヲ燒者ハ管二十 贖罪例  
圖ニ管二十贖罪金一兩二分

失火

知多郡寺中村  
農 蟹江松十

蟹江松十

和姦

同郡緒川村  
乾坤院下男  
善助

壬申六月

額田 額田 額田 額田

和姦

同郡石浜村  
農 水野松之右エ門長女

いち

いち並善助  
律令

右口書詰之上ハ左之通処決可仕乎  
一為吉盜贓金三兩二分余  
律例

七贓圖ニ窃盜一兩以上杖六十 逃亡条ニ云凡本籍ヲ脱シ逃亡ス  
ル者ハ杖八十 二罪俱発以重論条ニ云凡二罪以上俱ニ發覺スレ  
ハ一ノ重キ者ヲ以テ論ス云々

辞令

右 齋藤為吉

其方儀去ル明治三年庚午十二月廿二日本籍逃亡致候上幡豆郡深溝  
村名前不存者外七軒江忍入金錢衣類致窃盜候始末不束ニ付杖八十

其方儀去ル四月二日緒川村乾坤院下男善助之申ニ從ヒ同人ト和姦  
ニ及候始末不束ニ付杖七十可申付之処婦女之儀ニ付禁獄七十日申  
付ル者也  
壬申六月

壬申六月

額田 額田 額田 額田

明治五年・額田県「断刑簿」

其方儀去ル四月二日石浜村松之右エ門長女いち江申掛和茲ニ及候  
始末不束ニ付杖八十申付ル者也

壬申 月 額田 県

決議

令 庶務典事 葛上権少属

参事 庶務社寺係

聴訟課

刑議

本籍逃亡五十日以外復帰 管内尾張知多郡大古根村 蓮慶寺

庶人ニ下ス 任職 惠覚

律曰凡本籍ヲ脱シテ逃亡スル者ハ杖八十土族卒ハ一等ヲ加フ杖九  
贖罪金六 又無官僧徒罪ヲ犯ス者土族ノ法ニ同シ又御布告ニ土族卒  
兩三分 逃亡五十日以内ニ帰ル者ハ律ノ如ク処シ五十日以外ニ及ヒ復帰ス  
レハ庶人ニ下スニ止ム

辞令案

右 惠覚

其方儀全財才覚ノ為迎去未年十二月中出寺逃亡及ヒ候始末復帰致  
スト雖不束ノ所為ニ付庶人ニ下ス者也

壬申 月

令印

参事印

聴訟 課 印

刑議

右無故ノ私憤ヲ以テ六右エ門ヲ打毆シ再度其男作之助誤ノ一言取  
消候迎小刀ヲ懷中シ木刀ヲ携ヘ六右エ門ニ迫リ毆打左腕ヲ傷ケ候

始末不束ニ付答四十可申付哉

一律例闕段条曰瓦石槌棒等ヲ以テ人ヲ毆チ傷ヲ成ス者ハ答四十  
一右律ニ照シ処刑

辞令

右 平松奎兵衛

其方儀津島詣乗船ノ事ヨリ無故六右エ門ヲ毆辱シ其後右男作之助  
誤リ之一言取消候迎私憤之余リ木刀ヲ以テ六右エ門ヲ毆打シ左ノ  
腕ニ傷ケ候段不束ニ付答四十申付ルモノ也

壬申七月

六右エ門

男 左之助

無構

右之通刑議何濟ニ付処刑可相成也

令印 典事印

参事印

聴訟 課 印

知多郡古見村大堀八藏後家失火見分書仮口書同郡山口村山下彦六  
雇人四郎口書並同郡大井村山下富吉渡辺利右エ門娘同罪相謀候一  
件見分書仮口書共入電覽候事 本文山下彦六雇人刑  
議ハ後シテ御回シ申候

一山下彦六雇人失火一件既口書詰ニも有之如刑議処刑シ古見村こ  
う義口書詰恐入候へ、夫々於知多支庁処刑取計候様可申付乎奉伺  
候事

一大井村山下富吉渡刃利右ニ門娘さと義病平愈之上口書取上候積  
ニ御座候本文之通御取計有之度候

令 典事

参事

刑議

聴訟課

尾州国知多郡古見村

こ う

失火罪

一收贖金二分

律例

凡火ヲ失シテ自己ノ宅舎ヲ燃ク者ハ答二十

婦女犯罪条ニ凡婦女死罪不孝姦盗人命放火ノ徒罪以上ヲ犯ス者  
ハ各律ニ依テ断決シ笞杖ニ該ル者ハ日数ニ折シ笞杖一十毎二十  
日ニ折シテ禁獄ニ換フ其余ノ罪ハ並ニ法ニ依テ收贖スルコトヲ  
聴ス

收贖例箇ニ答二十

右 こ う

金二分

其方儀当七月廿五日夜飯仕度竈下取片置候処残火有之候哉同夜右

竈下より出火近傍柴等江火移リ遂ニ自家屋焼失候段不束ニ付答二

十二可処候処全過失且婦女之儀ニ付收贖金二分申付ルモノ也

壬申八月

令 林 典事印

参事 石黒

刑議

聴訟課 印印

和姦

禁獄七十日

律ニ云凡和姦ハ各杖七十云々 凡婦女死罪不孝姦盗人命放火ノ徒

罪以上ヲ犯ス者ハ各律ニ依テ即決シ笞杖ニ該ル者ハ日数ニ折シ笞

杖一十毎二十日ニ折シテ禁獄ニ換フ

辞令案

右 く に

其方儀三州渥美郡中山村渡会弥作ト及姦通候始末不束ニ付禁獄七  
十日申付ルモノ也

壬申八月

令 典事

参事

刑議

宮原権少属

尾州知多郡乙川村

農 小竹文次郎

賭博

一杖八十

申廿九歳

同郡大井村

農 林 嘉助

申三十七歳

間瀬政吉

申三十四歳

律云財物ヲ賭シ博戯ヲ為ス者皆杖八十

辞令案

其方共儀当四月廿五日知多郡大井村山本吉右衛門宅ニ於テ賭博致候始末不束ニ付各杖八十申付ル者也

壬申八月

右賭博連累不知情

一無構

大井村

農 山本吉右エ門

令 典事

参事

宮原権少属

壬申八月

其方儀当四月中ヨリ知多郡大井村石黒権之助ト和姦ニ及候始末不束ニ付禁獄七十日申付ル者也

尾州知多郡山田村

農 田中次郎平

壬申廿七歳

岸本小太郎

申十八歳

松本小藤次郎

申廿二歳

尾州知多郡大井村

甚之助伴

石黒権之助

申廿二歳

同郡山田村

牛田与十郎姪

一禁獄七十日

つう

申十八歳

律云和姦ハ各杖七十 婦女姦ヲ犯ス者ハ笞杖ニ該ルハ禁獄ニ換

略節

權之助儀犯姦ノ外一罪ハ不応為ノ重キ杖七十相当ニ有之ニ罪俱

発以重論ノ条ニ抛リ一ノ和姦ヲ以テ論ス

辞令案

右 權之助

其方儀当四月中ヨリ知多郡山田村与十郎姪つうト和姦ニ及ヒ同人宅ニ忍入候処同村治郎平外四人ニ打擲被致候ヲ怨ミ本村若者共ヲ

偽言ヲ以教唆シ右怨ヲ報ント謀リ候始末旁不束ニ付杖七十申付ル

モノ也

右 つう

其方儀当四月中ヨリ知多郡大井村石黒権之助ト和姦ニ及候始末不束ニ付禁獄七十日申付ル者也

尾州知多郡山田村

農 田中次郎平

壬申廿七歳

岸本小太郎

申十八歳

松本小藤次郎

申廿二歳

尾州知多郡大井村

甚之助伴

石黒権之助

申廿二歳

同郡山田村

牛田与十郎姪

一禁獄七十日

つう

申十八歳

律云和姦ハ各杖七十 婦女姦ヲ犯ス者ハ笞杖ニ該ルハ禁獄ニ換

略節

權之助儀犯姦ノ外一罪ハ不応為ノ重キ杖七十相当ニ有之ニ罪俱

発以重論ノ条ニ抛リ一ノ和姦ヲ以テ論ス

辞令案

右 權之助

其方儀当四月中ヨリ知多郡山田村与十郎姪つうト和姦ニ及ヒ同人宅ニ忍入候処同村治郎平外四人ニ打擲被致候ヲ怨ミ本村若者共ヲ

偽言ヲ以教唆シ右怨ヲ報ント謀リ候始末旁不束ニ付杖七十申付ル

モノ也

右 つう

其方儀当四月中ヨリ知多郡大井村石黒権之助ト和姦ニ及候始末不束ニ付禁獄七十日申付ル者也

尾州知多郡山田村

農 田中次郎平

壬申廿七歳

岸本小太郎

申十八歳

松本小藤次郎

申廿二歳

尾州知多郡大井村

甚之助伴

石黒権之助

申廿二歳

同郡山田村

牛田与十郎姪

一禁獄七十日

つう

申十八歳

律云和姦ハ各杖七十 婦女姦ヲ犯ス者ハ笞杖ニ該ルハ禁獄ニ換

略節

權之助儀犯姦ノ外一罪ハ不応為ノ重キ杖七十相当ニ有之ニ罪俱

発以重論ノ条ニ抛リ一ノ和姦ヲ以テ論ス

辞令案

右 權之助

其方儀当四月中ヨリ知多郡山田村与十郎姪つうト和姦ニ及ヒ同人宅ニ忍入候処同村治郎平外四人ニ打擲被致候ヲ怨ミ本村若者共ヲ

偽言ヲ以教唆シ右怨ヲ報ント謀リ候始末旁不束ニ付杖七十申付ル

モノ也

右 つう

其方儀当四月中ヨリ知多郡大井村石黒権之助ト和姦ニ及候始末不束ニ付禁獄七十日申付ル者也

尾州知多郡山田村

農 田中次郎平

壬申廿七歳

岸本小太郎

申十八歳

松本小藤次郎

申廿二歳

尾州知多郡大井村

甚之助伴

石黒権之助

申廿二歳

同郡山田村

牛田与十郎姪

一禁獄七十日

つう

申十八歳

律云和姦ハ各杖七十 婦女姦ヲ犯ス者ハ笞杖ニ該ルハ禁獄ニ換

略節

權之助儀犯姦ノ外一罪ハ不応為ノ重キ杖七十相当ニ有之ニ罪俱

発以重論ノ条ニ抛リ一ノ和姦ヲ以テ論ス

辞令案

右 權之助

其方儀当四月中ヨリ知多郡山田村与十郎姪つうト和姦ニ及ヒ同人宅ニ忍入候処同村治郎平外四人ニ打擲被致候ヲ怨ミ本村若者共ヲ

偽言ヲ以教唆シ右怨ヲ報ント謀リ候始末旁不束ニ付杖七十申付ル

モノ也

右 つう

其方儀当四月中ヨリ知多郡大井村石黒権之助ト和姦ニ及候始末不束ニ付禁獄七十日申付ル者也

尾州知多郡山田村

農 田中次郎平

壬申廿七歳

岸本小太郎

申十八歳

松本小藤次郎

申廿二歳

尾州知多郡大井村

甚之助伴

石黒権之助

申廿二歳

同郡山田村

牛田与十郎姪

一禁獄七十日

つう

申十八歳

律云和姦ハ各杖七十 婦女姦ヲ犯ス者ハ笞杖ニ該ルハ禁獄ニ換

略節

權之助儀犯姦ノ外一罪ハ不応為ノ重キ杖七十相当ニ有之ニ罪俱

発以重論ノ条ニ抛リ一ノ和姦ヲ以テ論ス

辞令案

右 權之助

其方儀当四月中ヨリ知多郡山田村与十郎姪つうト和姦ニ及ヒ同人宅ニ忍入候処同村治郎平外四人ニ打擲被致候ヲ怨ミ本村若者共ヲ

偽言ヲ以教唆シ右怨ヲ報ント謀リ候始末旁不束ニ付杖七十申付ル

モノ也

右 つう

其方儀当四月中ヨリ知多郡大井村石黒権之助ト和姦ニ及候始末不束ニ付禁獄七十日申付ル者也

尾州知多郡山田村

農 田中次郎平

壬申廿七歳

岸本小太郎

申十八歳

松本小藤次郎

申廿二歳

尾州知多郡大井村

甚之助伴

石黒権之助

申廿二歳

同郡山田村

牛田与十郎姪

一禁獄七十日

つう

申十八歳

律云和姦ハ各杖七十 婦女姦ヲ犯ス者ハ笞杖ニ該ルハ禁獄ニ換

略節

權之助儀犯姦ノ外一罪ハ不応為ノ重キ杖七十相当ニ有之ニ罪俱

発以重論ノ条ニ抛リ一ノ和姦ヲ以テ論ス

辞令案

右 權之助

其方儀当四月中ヨリ知多郡山田村与十郎姪つうト和姦ニ及ヒ同人宅ニ忍入候処同村治郎平外四人ニ打擲被致候ヲ怨ミ本村若者共ヲ

偽言ヲ以教唆シ右怨ヲ報ント謀リ候始末旁不束ニ付杖七十申付ル

モノ也

右 つう

其方儀当四月中ヨリ知多郡大井村石黒権之助ト和姦ニ及候始末不束ニ付禁獄七十日申付ル者也

尾州知多郡山田村

農 田中次郎平

壬申廿七歳

岸本小太郎

申十八歳

松本小藤次郎

申廿二歳

尾州知多郡大井村

甚之助伴

石黒権之助

申廿二歳

同郡山田村

牛田与十郎姪

一禁獄七十日

つう

申十八歳

律云和姦ハ各杖七十 婦女姦ヲ犯ス者ハ笞杖ニ該ルハ禁獄ニ換

略節

權之助儀犯姦ノ外一罪ハ不応為ノ重キ杖七十相当ニ有之ニ罪俱

発以重論ノ条ニ抛リ一ノ和姦ヲ以テ論ス

辞令案

右 權之助

其方儀当四月中ヨリ知多郡山田村与十郎姪つうト和姦ニ及ヒ同人宅ニ忍入候処同村治郎平外四人ニ打擲被致候ヲ怨ミ本村若者共ヲ

偽言ヲ以教唆シ右怨ヲ報ント謀リ候始末旁不束ニ付杖七十申付ル

モノ也

右 つう

其方儀当四月中ヨリ知多郡大井村石黒権之助ト和姦ニ及候始末不束ニ付禁獄七十日申付ル者也

尾州知多郡山田村

農 田中次郎平

壬申廿七歳

岸本小太郎

申十八歳

松本小藤次郎

申廿二歳

尾州知多郡大井村

甚之助伴

石黒権之助

申廿二歳

同郡山田村

牛田与十郎姪

一禁獄七十日

つう

申十八歳

律云和姦ハ各杖七十 婦女姦ヲ犯ス者ハ笞杖ニ該ルハ禁獄ニ換

略節

權之助儀犯姦ノ外一罪ハ不応為ノ重キ杖七十相当ニ有之ニ罪俱

発以重論ノ条ニ抛リ一ノ和姦ヲ以テ論ス

辞令案

右 權之助

其方儀当四月中ヨリ知多郡山田村与十郎姪つうト和姦ニ及ヒ同人宅ニ忍入候処同村治郎平外四人ニ打擲被致候ヲ怨ミ本村若者共ヲ

偽言ヲ以教唆シ右怨ヲ報ント謀リ候始末旁不束ニ付杖七十申付ル

モノ也

右 つう

其方儀当四月中ヨリ知多郡大井村石黒権之助ト和姦ニ及候始末不束ニ付禁獄七十日申付ル者也

尾州知多郡山田村

農 田中次郎平

壬申廿七歳

岸本小太郎

申十八歳

松本小藤次郎

申廿二歳

尾州知多郡大井村

甚之助伴

石黒権之助

申廿二歳

同郡山田村

牛田与十郎姪

一禁獄七十日

つう

申十八歳

律云和姦ハ各杖七十 婦女姦ヲ犯ス者ハ笞杖ニ該ルハ禁獄ニ換

略節

權之助儀犯姦ノ外一罪ハ不応為ノ重キ杖七十相当ニ有之ニ罪俱

発以重論ノ条ニ抛リ一ノ和姦ヲ以テ論ス

辞令案

右 權之助

其方儀当四月中ヨリ知多郡山田村与十郎姪つうト和姦ニ及ヒ同人宅ニ忍入候処同村治郎平外四人ニ打擲被致候ヲ怨ミ本村若者共ヲ

偽言ヲ以教唆シ右怨ヲ報ント謀リ候始末旁不束ニ付杖七十申付ル

モノ也

右 つう

其方儀当四月中ヨリ知多郡大井村石黒権之助ト和姦ニ及候始末不束ニ付禁獄七十日申付ル者也

尾州知多郡山田村

農 田中次郎平

壬申廿七歳

岸本小太郎

申十八歳

松本小藤次郎

申廿二歳

尾州知多郡大井村

甚之助伴

石黒権之助

申廿二歳

同郡山田村

田中 甚作

申十六歳

山下 伝十

申十七歳

同村

田中林右エ門

つうノ頼ミニ応シ  
権之助ヲ招キ事柄  
ヲ聴ントス

一無構

同郡大井村

農 間瀬甚右エ門

申廿六歳

鈴木 九助

申廿三歳

神谷 市平

申廿四歳

一呵責

不応為ノ微罪

辞令案

其方儀村方石黒権之助之偽言ヲ信シ山田村林右エ門江掛合事不相

弁候迎同人ヲ村江連参リ候始末不念ニ付呵責申付ルモノ也

壬申八月

令 典事

参事

刑議

聽 訟 課

葛上権少属

管内尾州知多郡森村

農 新 八

新之右エ門

喜兵衛

宇兵衛

律云凡律令ニ正条ナシト雖情理ニ於テ為スヲ得ヘカラサルコトヲ

ナス者答三十事理重キハ杖七十

右 同村

無罪 与瀬八

右新八ハ庄屋勤役中新之右衛門外二人ハ村惣代ニ相立与瀬八開懇

地歟下年季中他余ノ畝下開拓候趣ヲ以テ差迫リ終ニ米金等為差出

候始末ニ付本律ノ如ク実断可仕哉

但背地貢米ト申シ一ケ年与瀬八ヨリ為差出候米四斗村費ニ差加

ヘ候分ハ新八ヨリ酒食ニ費用之金等ハ新之右エ門外二人ヨリ夫

々取上ケ本主ニ追還可仕哉

辞令案

右 新 八

其方儀庄屋在勤中村内開墾地割渡之方不都合ノ取計イタン候ヨリ

新之右エ門始不承知申立与瀬八エ迫リ金五拾兩酒一斗為差出候儀

ニ立交リ加之米四斗隠地貢米ト申シ私ニ取立候始末共不束ニ付杖

七十申付ル者也

但与瀬八ヨリ取立候米四斗ハ取上ル

壬申八月

右 新之右エ門

外二人

構ナシ

前同村  
鈴木半左エ門  
同人娘  
かつ

其方共儀村内開墾地ノ儀ニ付彼是不承知申立与瀬八ニ迫り金五拾  
両酒一斗為差出且米四斗隠地貢米ト申差出候様申談シ右金及ヒ酒  
ハ飯食等ニ費用致シ候始末旁以不束ニ付各杖七十申付者也

但与瀬八ヨリ為差出候金五十両酒一斗ハ取上ル

壬申八月

令 林 楠 典事

参事 欠ス

田所大属

聴 訟 課 印々々

令 林 楠 典事

参事不在

田所大属

聴 訟 課 印 印

刑議

知多郡小鈴ヶ谷村

殺人

豊 藤兵衛方

答三十

山崎喜左エ門

律云凡鬪殴手足ヲ以テ人ヲ殴チ云々瓦石槌棒等ヲ以テ人ヲ殴チ  
傷ヲ成サル者ハ答三十

右喜左エ門鬪殴ノ始末被殴方口書中ニ腫痛ト有之トモ青赤ノ色ヲ  
発セス又医案ニ依レハ残痛アルト而已ニテ外部より相頸レサル者

ト見ユ依テ傷ヲ為サ、ルヲ以テ論シ答三十トス

辞令

其方儀銘酌ノ余リ戲言トハ乍申村内半左エ門娘かつへ無実ノ奸名  
申掛ケ加之証拠相見セ可申トテ自宅へ連来戸外ニ於テ右かつ並父  
半左エ門ヲ及打擲候段不束ニ付答三十申付ルもの也

前同村

鈴木半左エ門

同人娘

かつ

令 林 楠 典事

参事 欠ス

田所大属

聴 訟 課 印々々

鬪殴手足ヲ以テ人  
ヲ殴傷ヲ成ス

答三十

知多郡

横須賀町

坂 善兵衛

律云凡鬪殴手足ヲ以テ人ヲ殴チ傷ヲ成ササル者ハ答二十傷ヲ成  
シ及ヒ瓦石槌棒等ヲ以テ人ヲ殴チ傷ヲ成サ、ル者答三十

右善兵衛ハ鬪殴傷ヲ為ス者ニ付答三十可申付哉

鬪殴手足ヲ以テ人ヲ

前同町

殴チ傷ヲ成サス

村瀬金左エ門

答二十

律云凡鬪殴手足ヲ以テ人ヲ殴チ傷ヲ為サ、ル者ハ答二十  
右金左エ門ハ鬪殴傷ヲ成サ、ル者ニ付答二十可申付哉

辞令

其方儀隣家金左エ門妻せいニ過而水被懸候迎右ヲ憤リ不法之所為

坂 善兵衛

ニ涉リ加之同人夫金左エ門ト鬪毆イタシ傷ヲ為負候段不束ニ付答三十申付ル者也

村瀬金左エ門

其方儀妻せい隣家善兵衛ニ被水懸候ヲ妻之不行届故ト心附候上ハ譬ヘ雑談中ト雖モ差扣ヘ可申処無其議近傍ニ於テ悪様ニ申成シ終ニ同人ト鬪毆イタシ候段不束ニ付答二十申付ル者也

十月九日  
令印 印典事  
参事 刑議  
宮原少属 印  
聴訟課 印

十月三日伺済

令印 印典事

参事欠席

葛上少属

聴訟課

失火自宅焼亡

一取贖金二分

知多郡古見村  
竹内与作妻

美和

刑議

郷方廻役

印鑑遺失

尾州知多郡加木屋村

一答一十ノ贖罪金三分

鬼頭義兵衛

辞令案

其方儀火之元可念入義無心得粗忽ニ致候ヨリ当月六日夜自宅焼亡

辛未五月御布達ニ官歴ノ印鑑ヲ遺失スル者答一十官吏士族卒ハ公罪折半法ヲ用ヒ庶人ハ贖罪セシム

壬申十月

但贖罪金三分

右義兵衛遺失スル印鑑ハ郷方廻役鑑札ナレトモ県庁ヨリ相渡シ役義モ申付ル上ハ本例ニ照シ贖金可申付哉 但所置濟ノ上更ニ印鑑相渡可申候

辞令按

十月十二日  
令印 印典事  
参事 印  
宮原少属 印  
聴訟課 印  
尾張国知多郡長草村

其方儀当九月廿五日村内見廻ノ途中兼テ相渡置候鑑札遺失イタシ

右 鬼頭義兵衛

一杖七十  
窃盜三度併赃十一両三分二朱余

岡田奎右エ門

申三十一歳

從 窃盜二度併贓三兩二分二朱余 追分村 鈴木嘉左エ門  
一笞五十 申廿八歲

律云窃盜ニ從タル者ハ一等ヲ減ス 一兩以上杖六十一兩以上  
杖七十 嘉左エ門ハ從ヲ以テ  
一等ヲ減笞五十  
辭令案

其方儀庚午十二月以後一人或ハ追分村嘉左エ門申合所々ニ而窃盜  
致候始末不束ニ付杖七十申付ル者也

壬申十月

右 李右エ門

右 嘉左エ門

其方儀当五月以後長草村奎右エ門申出ニ從ヒ所々ニ而窃盜致候始  
末不束ニ付笞五十申付ル者也

壬申十月

伺濟十月十三日

令印 印典事

参事印

刑議

葛上少属 印  
聽訟 課 印印印

当管内

窃盜贓估計金四兩二分一朱余

尾州知多郡藤江村

一杖六十

農 山田仁藏

律ニ窃盜一兩以上杖六十

右山田仁藏外一人窃盜ノ始末口書ノ通尤同謀人ハ逃亡未タ蹤跡不

相分候得共本犯仁藏前条ノ通可申付哉

辭令案

右 山田仁藏

其方儀当八月十二日同郡佐布里村直吉宅江相越雜話ノ上ヨリ同人  
ヲ勸メ俱ニ其村内孫平宅前ニ囲置候鱧一籠盜取候始末不束ニ付杖  
六十申付ル者也

壬申十月

伺濟十月十二日

令印 印典事

参事印

刑議

葛上少属 印  
聽訟 課 印印

当管内

窃盜贓估計五十三錢〇二

尾州知多郡加木屋村

一笞五十

農 鈴木市左エ門

律ニ窃盜一兩以下笞五十又人ノ看守スルコト無キ器物ヲ盜ム者  
ハ贓ニ計ヘ窃盜ニ準シテ論ストアリ仍テ本犯市左エ門笞五十可  
申付哉

辭令

其方儀居宅損破ニ及候迎当五月廿八日夜村木村浜島忠右エ門扣ノ  
空舎中土台ニ相用候材木盜取自己ノ宅舎營繕ニ用ヒ候始末不束ニ  
付笞五十申付ル者也

壬申十月

十月十三日

令印 印典事

参事印

刑議

手ヲ以テ人ヲ  
毆テ傷ヲナス

愛知県管内

尾州愛知郡熱田駅

善福寺裏町

漁師 村瀬七右エ門

右同 右同駅太子町

漁師 成田喜四郎

令 十月十九日伺済

参事

刑議

田所大属

聽訟課

幡豆郡北新田村

農 豊田清助

窃盜

杖六十

赃金拾七兩一分永式百貳拾四文 内

八兩三分永式百貳拾五文 首脏

八兩一分永式百四拾九文 從脏

律云窃盜十兩以上杖七十又云從タル者ハ一等ヲ減ス

辞令

右清助赃金首從合算シテ十兩以上ニ該ル者ニ付一等ヲ減シ杖六十トス

其方共儀当九月廿九日漁業イタシ捕ヘ候魚類売買ノ事ニ付知多郡横須賀町安藤徳三郎ヲ理不尽ニ毆打爪ニテ傷為負候始末不東ニ付各答三十申付ル者也

壬申十月

明治五年・額田県「断刑簿」

長草村岡田左右エ門追分村鈴木嘉左エ門刑議伺済ニ付相廻申候且兩人□取候釜追徴之義熊村嘉兵衛より申渡候処已ニ他江転売致候趣ニ而代金ニ而相納候間相廻申候□□長草村八兵衛より御還付有之度此段申進候也

壬申十月十二日

聽訟課

知多支庁御中

令 十月十九日伺済

参事

刑議

幡豆郡北新田村

農 豊田清助

窃盜

杖六十

赃金拾七兩一分永式百貳拾四文 内

八兩三分永式百貳拾五文 首脏

八兩一分永式百四拾九文 從脏

律云窃盜十兩以上杖七十又云從タル者ハ一等ヲ減ス

辞令

其方儀去々午正月以来知多郡半田村孫四郎方雇ハレノ都度同村彦左衛門辰五郎等ト共ニ家主之品物盜取夫々配分費用之候段下東ニ

付杖六十申付ル者也

尾州知多郡

参事

聴訟課

同

半田村

尾州知多郡

杖六十

農 佐藤彦左エ門

失火灰小屋ヲ焼ク

東大高村

赃金拾五兩永百拾四文 内九兩七分永貳百三拾九文 首賊  
五兩貳分永百貳拾五文 從賊

一贖罪金三分

農 中野与右エ門

律ニ窃盜十兩以上杖七十又從タル者ハ一等ヲ減ス

名古屋県伺御差図ニ新ニ条例ヲ起シ失火シテ瑣細ノ灰小屋ヲ焼ク自己ノ宅舎ヲ焼クニ一等ヲ減シ答一十贖罪ヲ聴ルル 律贖罪

右彦左エ門赃金首從合算スル者ニ付減等六十トス

辞令

例圖ニ答一十贖金三分

本犯与右エ門右律例ニ仍リ贖罪金三分可申付哉

其方儀去々午正月以來村内河合孫四郎方江履ハレノ都度同村辰五郎又ハ幡豆郡北新田村清助等ト共ニ家主ノ物品盜取夫々配分費用

辞令案

シ候段不束ニ付杖六十申付ル者也

同

前田村

其方儀本月二日火ヲ失シ自己ノ灰小屋ヲ焼キ候始末不束ニ付贖罪

答五十

佐藤辰五郎

壬申十月

贓金九兩一分永貳百三拾九文但從賊

律曰窃盜一兩以上杖六十又從タル者ハ一等ヲ減ス

右辰五郎ハ窃盜ノ從タル者ニ付一等ヲ減シ答五十トス

令 典事

聴訟課

辞令

参事

当管内

其方儀去ル午正月以來村内彦左エ門及ヒ幡豆郡北新田村清助等ノ申勅ニ同意シ村内孫四郎土蔵ヘ忍入許多ノ物品盜取夫々配分費用シ候段不束ニ付答五十申付ル者也

三州幡豆郡須崎村

窃盜再犯以上逃亡二罪

農 喜七悴

十月十九日伺濟

葛上少属

一杖八十

吉見金蔵

令 典事

葛上少属

律ニ窃盜一兩以上杖六十又窃盜及ヒ賭博再犯ハ並ニ後犯ノ本罪

ニ一等ヲ加フ本籍ヲ脱シ逃亡スル者、杖八十又二罪以上俱発スル一ノ重キヲ以テ論ス

右金藏窃盗ノ罪、贓二円七、杖六十相当ノ処再犯ニ付加等スレハ杖七十然ルニ後犯中ニ一ノ逃亡罪アリ仍テ前律例二罪俱発以重論条ニ引該テ杖八十可申付哉

辞令案

吉見金藏

其方儀先般窃盗イタシ候罪ニ仍リ杖刑ニ処シ復籍申付ル処悔悟自新ノ念ナク本籍ヲ逃亡シ佐布里村留藏宅外四ヶ所エ忍入金銭雜品盗取候始末不束ニ付杖八十申付ル者他

壬申十月

十月十五日伺済

令 典事

葛上少属

参事

聴訟課

刑議

当県管内

預ケ人逃走ヲ覚ラス

尾州知多郡中之郷村

一管三十ノ贖罪金二兩一分

農 榎戸佐吉

中野県伺附紙預ケ人ヲ取逃シ候番人ハ主守不覚失囚律ニ依リ一

等ヲ減シ管三十贖罪ヲ准ルス

右佐吉護送人ヲ失シ候始末不束ニ付本例ニ照シ贖金二兩一分可申付哉

付哉

明治五年・額田県「断刑簿」

一不念ノ筋之レナキニ付不及咎

同州須佐村 惣代 山本仁右エ門 戸長 石黒源兵衛

辞令案

右 佐吉

其方儀須佐村喜五郎政吉ヲ護送シ和歌山県エ罷越候途中於テ兩人ノ逃走ヲ覚ラサル始末不束ニ付管三十ノ贖罪金二兩一分申付ル者也

壬申十月

十月

令 (林) 典事

白根大属 (白根) 鈴樹忠告 (鈴樹)

参事 不在

聴訟課

聴訟課

(信)

(宮原) (小林) (岡田)

刑議

尾張国知多郡上野間村

窃盗再犯後

工 弥五右エ門

併贓金一兩二朱 逃亡二罪 杖七十

弟 大崎亀之丞

律ニ窃盗一兩以上杖六十又再犯ハ本罪ニ一等等ヲ加フ 壬申廿一歳

凡奴婢及ヒ雇人逃亡スル者ハ管三十又二罪以上俱発スル一ノ重キヲ以テ論スト之アリ

右亀之丞窃盗罪杖六十再犯加等シテ杖七十当該ニ有之尤モ後犯中逃亡ノ罪アレトモ二罪俱発以重論条ニ依リ前律例ノ通杖七十可付哉

辞令案

右 大崎亀之丞

其方儀去々午歳中窃盗致シ候科ニ仍リ故名古屋藩ニ於テ笞刑ヲ受昨今モ更ニ悔悟自新ノ念ナク村内林助方へ雇奉行中当七月十六日夜主人ノ器物ヲ盗取リ同所逃亡致シ大谷村弥平治宅へ忍入器物雜品盗取リ候始末不束ニ付杖七十申付ル者也

壬申十月

直段積リ書

- 樋屋遺リ セン巻挺 代五匁
- 同 同 代三匁五分
- 同 下物 巻 代七匁五分
- 同 ナタ 代七匁五分
- 同 ノコキリ巻 代三匁
- 同 ツチ 巻 代三分
- 同 ヤタテ 代三匁
- 木綿座蒲団巻杖 代七匁五分
- 小倉帯巻筋 代式匁
- 手拭巻筋 代三分
- ノ式拾七匁六分

右之直段ニ相是□申候

壬申五月

額田御県

御支庁

(手塚註 この文書は、無印八行野紙である)

北川吉兵衛 印

令印 典事印

参事欠席

刑議

聴訟課 印

鬪殴碎人肢骨

一杖一百

律ニ云人ノ一指一齒ヲ折リ一目ヲ眇シ云々若クハ骨ヲ破リ等ノ者ハ杖一百

尾州知多郡北条村寄留

勢州多気郡

農 広瀬 是心

知多郡北条村

農

官ニ申報セス是心ヲ寄留セシムル七ケ月

一各答三十

凡令ニ違フニ重キハ答四十輕キハ一等ヲ減ス右兩人ハ輕キニ擬ス

同断

一吃度呵責

一呵責

同村

惣代 渡辺与右エ門

戸長 滝田金右エ門

一無構

同郡大野寄留医生

山口 白鳳

辞令案

右 是心

其方儀借金催促ヲ受候ヲ怒リ知多郡大野村寄留医生山口白鳳ヲ打擲致シ同人腕骨ヲ碎キ候始末不束ニ付杖一百申付ルモノ也

壬申九月

右 平左エ門

金右エ門

其方共儀其筋エ不相届勢州産広瀬是心ヲ当三月中より村方へ寄留為致候始末不束ニ付各答三十申付ル者也

壬申九月

右 与右エ門

其方儀勢州産広瀬是心村方金右エ門貸家江当三月中より寄留致居候ヲ不心付罷在候段不念ニ付吃度呵責ル

壬申九月

右 金右エ門

其方儀勢州産広瀬是心北条村金右エ門貸家ニ寄留致居候ヲ承知不致トハ乍申右等職掌上之儀可心付処無其儀不念ニ付呵責ル

壬申九月

右 白鳳

其方儀勢州産広瀬是心ニ殴打被致候始末及吟味候処不束筋モ無之ニ付構無之

壬申九月

令(林)

(雪枝) 典事  
(大江)

参事(石黒)

刑議

窃盗一度

贓金二十二両

杖八十

律ニ窃盗二十両以上杖八十

右勘助義律例之通杖八十可申付哉

辞令案

右 糸 勘助

其方儀当十月十日夜村内仲川権七宅へ忍入金札二十二両盗取候始末不束ニ付杖八十申付ル者也

壬申十一月

八月九日

令(林) 印典事

印参事

課中

尾張国知多郡

瀬木村

杉江 清七

白根大属

鈴木忠告

聴訟課(信)

(宮原)

(白根)

(鈴木)

尾張国知多郡緒川村

農

糸 勘助

壬申廿歳

小林史生(小林)

右自宅焼失及候処火根不詳放火之趣既ニ探索中之由ニ候得共無罪可申渡事

律令無的文館山藩ヨリ伺ヒ

附紙

放火之見込候ハ、罪人未タ露顯及ハスト雖モ火元無罪ニ候

事辞令按

右 同人

其方儀当七月廿五日夜自宅焼亡及候処火根不詳候ニ付不及答候者也

壬申八月

令(林) (楠) 典事

参事(石黒)

聴訟課

(信) (小林)

(宮原)

田中史生 (田中)

知多郡瀬木村杉江清七居家焼失見分書並ニ仮口書入雷寛候事全過失之義ニモ無御座放火之趣本人手掛りも有之搜索中之旨知多支庁より申越候事

令林 典事

参事石黒

田中史生

刑議

聴訟課

失火罪

一收贖金貳分

尾張国知多郡古見村

こ う

律例

凡火ヲ失シテ自己ノ宅舎ヲ焼ク者ハ答二十

婦女犯罪条々凡婦女犯罪不孝姦盜人命放火ノ徒罪以上ヲ犯

ス者ハ各律ニ依テ断決シ笞杖ニ該ル者ハ日数ニ折シ笞杖一

十毎二十日ニ折シテ禁獄ニ換フ其余ノ罪ハ並ニ法ニ依テ収

贖スルコトヲ聴ス

収贖例凶ニ答二十 金貳分

失火罪

一收贖金貳分

尾張国知多郡山田村 山下彦六雇人

きよ

律例

云々前同シ略ス

辞令

右 こ う

其方儀当七月廿五日夜飯仕舞竈下取片付置候処残火有之候哉同夜右竈下ヨリ出火近傍之柴等より火移リ遂ニ自家致焼失候不束ニ付答二十ニ可処之処全過失且婦女之義ニ付收贖金貳分申付ルもの也

壬申七月

右 山下彦六雇人

きよ

其方儀六月廿四日夜綿置候傍江竹燈ヲ置相臥候処右燈火ヨリ綿江落火遂ニ一家焼失致候段不束ニ付答二十ニ可処之処全過失且婦女之義ニ付收贖金貳分申付者也

壬申七月

後記

史料の読解には、文学部講師高橋吉彦氏の御援助をうけた。その学恩には厚く感謝の意を表す。